

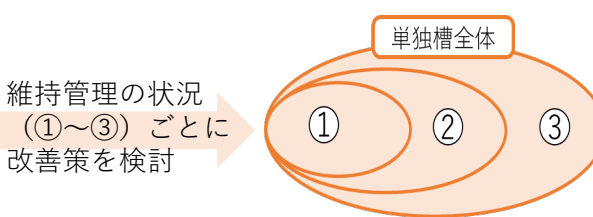
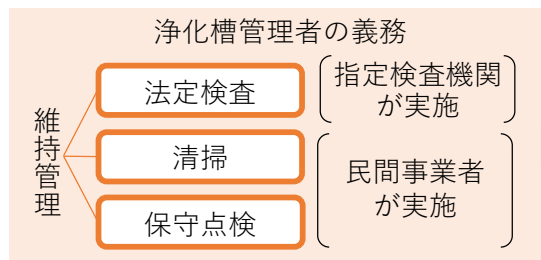
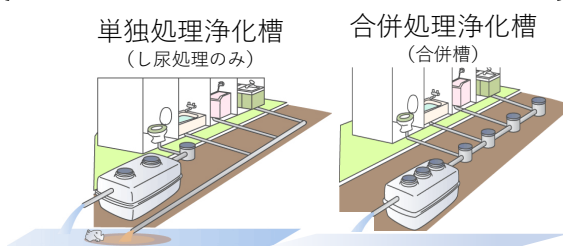
## 行政運営改善調査 結果概要（令和6年2月～3月）

- ・ 資料2-2-1 (P1～6) 浄化槽行政に関する調査（勧告日：令和6年2月9日）
- ・ 資料2-2-2 (P7～11) 医療的ケア児とその家族に対する支援に関する調査  
－小学校における医療的ケアの実施体制の構築を中心として－  
（通知日：令和6年3月8日）

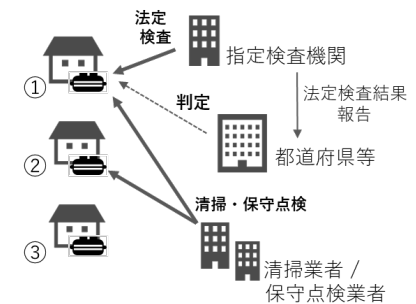
## ！ 調査の背景

- 浄化槽の約半数は生活雑排水を公共用水域に直接放流する単独処理浄化槽（単独槽）で水質汚濁・悪臭の原因。平成13年以降は新設が禁止されており、既存の単独槽は老朽化の懸念  
 <全体753万基のうち単独槽357万基（令和3年度末）>
- 令和元年の浄化槽法の改正により、生活環境の保全や公衆衛生上、重大な支障が生じるおそれのある単独槽を「特定既存単独槽」として都道府県等が判定し、浄化槽管理者に除却等の助言・指導等を行う制度が導入
- しかしながら、特定既存単独槽の判定が進んでおらず、上記制度が十分に活用されていない状況  
 <判定実績 3県・1市のみ 計270件（令和3年度）>

〔 勧告日：令和6年2月9日 勧告先：環境省 〕



- ① 法定検査を受検
- ② 法定検査は未受検だが、清掃や保守点検を実施
- ③ いずれも未受検・未実施



## 📄 調査結果

- ✓ 漏水状態が続く単独槽であっても、現在の判定の考え方（環境省指針）では特定既存単独槽とは判定されない場合あり（右上図①の単独槽）
- ✓ 都道府県等に判定のノウハウがなく、また、法定検査の結果も活用されていないために判定が進まない場合あり（同①）
- ✓ 清掃や保守点検の情報を収集している都道府県等が少なく、特定既存単独槽と判定され得る単独槽が十分に把握されていない（同②）
- ✓ 都道府県等が作成する浄化槽台帳について、事業者から情報が収集できていない・紙媒体での収集となっているため、台帳の整備が進まず、十分に活用されていない（浄化槽管理者の義務である維持管理が不十分な浄化槽の特定や、その管理者への指導が徹底されていない）（同②、③）

## 👉 勧告

- 判定の考え方の見直し・定量的基準の設定
- 判定に、法定検査結果を活用するための措置
- 清掃業者や保守点検業者からの情報収集の仕組みを有効に機能させるための措置
- 維持管理の向上に向けた浄化槽台帳の整備・活用方法の提示、デジタル化の検討

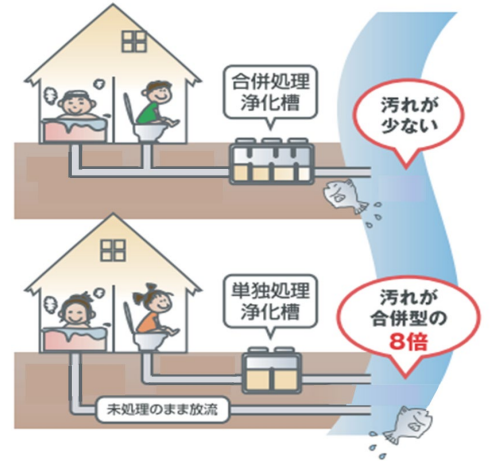
## 💡 期待される効果

- 特定既存単独槽の除却等の促進（合併槽への転換）
- 法定検査、清掃、保守点検の実施率向上
- ➡ 生活環境の保全 公衆衛生の確保

# 調査の背景・目的

## 調査の背景

- 浄化槽とは、家庭からのし尿や生活雑排水を、微生物の働きを利用して分解する污水处理施設であり、下水道が未整備である郊外地域や山間部を中心に利用されている
- 生活雑排水を公共用水域に直接放流する**単独槽**は、平成13年以降新設が禁止されているが、**いまだ浄化槽全体の約半数**（357万基/753万基（令和3年度末））を占め、**水質汚濁や悪臭の発生原因**となっている



国は、生活雑排水も処理する**合併槽への転換をより一層進めるため、令和元年に浄化槽法を改正**

- 【浄化槽法改正による新たな制度の内容】  
都道府県等において
- ①生活環境の保全等に重大な支障が生じるおそれのある**単独槽（特定既存単独槽）**を判定し、その除却を求めるための助言・指導、勧告、命令
  - ②浄化槽台帳の作成の義務付け
  - ③浄化槽の管理等に関する関係者間での協議会（法定協議会）の設置を新たに規定

特定既存単独槽の例  
(漏水を伴う亀裂)



しかしながら、**老朽化が進み漏水等が確認された不適正な単独槽は年々増加**

※ 法定検査において浄化槽本体が破損・変形、漏水状態にあった単独槽は 5,102件（平成26年度）から7,154件（令和3年度）と約4割増加  
都道府県等では、このような単独槽について、**特定既存単独槽の判定が進んでおらず、上記制度が十分に活用されていない状況**

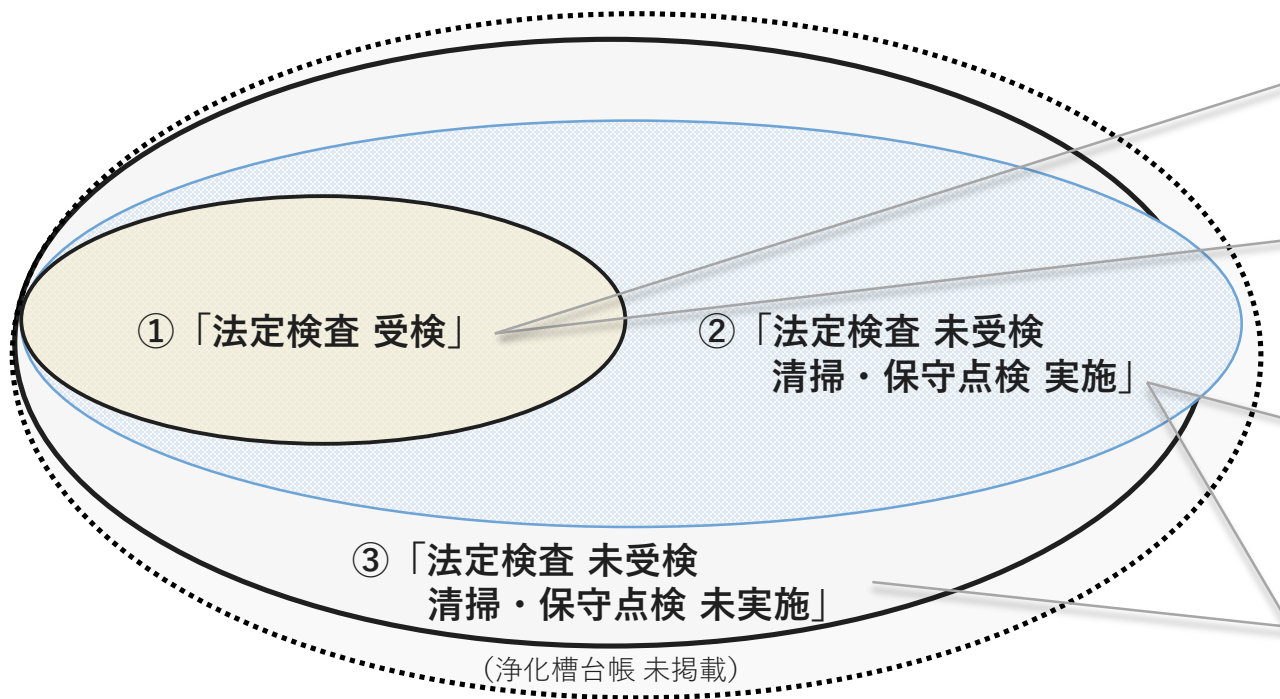
※ 特定既存単独槽の判定実績 3県・1市のみ 計270件（令和3年度）

## 調査の目的

**生活環境の保全等に重大な支障が生じるおそれのある単独槽が特定既存単独槽に的確に判定・措置されるよう、自治体（12都道府県・22市町村）における特定既存単独槽に対する取組状況等を調査**

# 我が国における単独槽の全体像（イメージ）と勧告のポイント

## 実存する単独槽の全体像（イメージ）



(注) 円の大小はイメージであり、単独槽の多寡を正確に表すものではない

## 勧告のポイント

環境省指針の**特定既存単独槽の判定の考え方を見直し** (①)

特定既存単独槽の判定に、**法定検査の結果を活用するための措置** (①)

清掃業者・保守点検業者からの**情報収集により、単独槽の状態を的確に把握** (②)

浄化槽の維持管理が不十分な**浄化槽管理者への指導を徹底するため、浄化槽台帳の整備・活用を推進** (②、③)

## (参考) 浄化槽管理者の義務

### 【浄化槽の維持管理】

- **法定検査** 機器の状態や稼働状況の確認、水質の確認、清掃・保守点検記録の確認など (指定検査機関が実施)
- **清掃** 汚泥の除去、機器の洗浄など (民間事業者が実施)
- **保守点検** 機器の調整・修理、消毒薬の補充など (民間事業者が実施)



# 調査結果① 法定検査受検単独槽に対する取組状況

## 背景・制度等

- 特定既存単独槽の判定は、環境省指針を踏まえ、
  - ・「重要項目」若しくは「その他の項目」に該当し  
かつ
  - ・「周辺環境への影響」に該当する  
か否かを都道府県等が判定
- 都道府県等は、浄化槽管理者が特定既存単独槽の除却の助言・指導に応じなかった場合、最終的には命令といった強い公権力の行使が可能

### <環境省指針> - 特定既存単独槽の判定の主な考え方 -

項目	判定の参考となる事項
重要項目	✓ 浄化槽本体に著しい破損・劣化箇所 ✓ 漏水（浄化槽内の水位が所定位置より大幅に低下）
その他の項目	✓ 消毒設備の破損・脱落・欠落 ✓ 流入管渠、放流管渠の勾配不良・閉塞等による滞留や逆流
周辺環境への影響	✓ 著しい悪臭・害虫・騒音の発生 ✓ 放流水の透視度が4度（4cm）未満 ✓ 条例による生活排水の排出に対する規制の有無 ✓ 浄化槽周辺の井戸の有無

## 調査結果

自治体が特定既存単独槽に判定していない主な理由として

- ①「周辺環境への影響」が生じていない
  - ✓ しかしながら、この中には漏水状態が続いているものがあり、この状態自体が地下水等に悪影響のおそれ
  - ✓ 浄化槽本体が破損しているものは、独自に放流水の水質を測定し、周辺環境への影響を確認している自治体あり
  - ✓ 指針の抽象的な判定基準の定量化を望む意見
- ②判定基準やマニュアルを作成していない
  - ✓ 判定基準やマニュアルを作成している自治体でも判定実績なし
  - ✓ 自治体が環境省指針と同じ判定の考え方をういて判定基準やマニュアルを作成した場合、判定が進まないおそれ
- ③都道府県等に判定のノウハウがない
  - ✓ 指定検査機関の法定検査の結果報告書において、特定既存単独槽に該当するおそれの有無の明記を望む意見

## 勧告内容

- 環境省指針の判定の考え方を見直すこと
- ・漏水状態にある単独槽は、漏水状態にあることをもって特定既存単独槽に判定
    - 〔また、都道府県等が「浄化槽内の水位の低下」を〕測定できる定量的な基準を設定
  - ・著しい破損・変形状態にある単独槽は、周辺環境への影響を確認して特定既存単独槽に的確に判定
    - 〔また、都道府県等が「著しい破損・変形の状態」や「放流水の水質」を測定できる定量的な基準を設定
- 法定検査の結果報告書に、特定既存単独槽に該当するおそれの有無を明記すること

# 調査結果② 法定検査未受検単独槽・浄化槽台帳未掲載単独槽に対する取組状況

## 背景・制度等

- 法定検査を受検していない単独槽であっても、清掃や保守点検を定期的実施しなければ、浄化槽の機能低下や故障につながる可能性があることから、**少なくとも清掃や保守点検は実施していることが考えられる**  
※ 単独槽の法定検査の受検率の全国平均：27.8%（令和3年度）
- 都道府県等が、**清掃業者・保守点検業者からの情報収集（報告徴収制度）により、単独槽の状態を的確に把握すれば、特定既存単独槽に該当するおそれのある単独槽を把握することがより容易になると考えられる**

## 調査結果

法定検査未受検単独槽・浄化槽台帳未掲載単独槽の中には、**特定既存単独槽と判定され得るものが一定数存在**

- ✓ 過去の法定検査で漏水状態にあったが、その後の法定検査の受検がなく単独槽の状態が把握されていないもの
- ✓ 清掃業者・保守点検業者が清掃・保守点検を行った単独槽で特定既存単独槽に該当するおそれがあるが、都道府県等に報告されていないもの

**清掃業者・保守点検業者から浄化槽の状態に係る情報を収集している自治体は僅か**

- ✓ 清掃業者：1/34自治体、保守点検業者：3/34自治体
- ✓ 情報収集している場合であっても、単独槽か合併槽かの報告は受けておらず、特定既存単独槽に該当するおそれのある単独槽の把握には十分に活用されていない

**清掃業者・保守点検業者にとっては、浄化槽に係る情報（顧客情報）を社外に提供することに抵抗感**

## 勧告内容

清掃業者・保守点検業者からの浄化槽に係る情報収集の仕組みが有効に機能するよう、以下の措置を講ずること

- 判定に必要となる浄化槽の状態に係る**情報の内容、収集時期、収集方法等**を示すこと
- 清掃業者・保守点検業者から顧客情報の提供に関する理解や協力を得るため、都道府県等における**当該情報の利用目的や管理の在り方等**を示すこと
- 都道府県、清掃業者・保守点検業者等による法定協議会等を活用し、**関係者が一体となって取り組む体制を構築すること**を示すこと

# 調査結果③ 浄化槽台帳の整備・活用

## 背景・制度等

- 都道府県では、浄化槽の**清掃・保守点検の実施状況が十分に把握されてない**。また、法定検査の受検率も低い状況
- このため、浄化槽台帳を整備し、台帳情報を活用して、浄化槽管理者に対する維持管理の指導を強化することが急務

### <浄化槽台帳の主な記載事項>

項目	記載内容
設置に関する事項	浄化槽番号、浄化槽型式・メーカー名、単独槽/合併槽の別
使用に関する事項	浄化管理者氏名・住所、使用開始年月日
法定検査の実施状況	検査日、検査結果、検査不適正の場合その原因
清掃・保守点検の実施状況	清掃・保守点検実施日、清掃・保守点検業者名

## 調査結果

法定検査未受検単独槽について、**清掃・保守点検の実施状況の情報収集や浄化槽台帳への記載は不十分**

- ✓ 情報収集を実施している自治体は半数以下
- ✓ 収集した情報のほとんどが紙媒体

自治体では浄化槽台帳の**整備・活用**について以下の課題

- ✓ 事業者から浄化槽台帳の**情報収集**について理解や協力が得られておらず、必要な情報が収集できない
- ✓ 事業者から収集した**情報が紙媒体**。また、自治体と事業者で管理している情報が異なり（例：地番と住居表示、浄化槽番号）、情報を台帳に記載する作業に苦慮
- ✓ 浄化槽台帳の**情報をどのように活用してよいか分からない**

### 浄化槽台帳の整備状況（調査対象34自治体） (単位：自治体)

		清掃	保守点検
情報収集の実施	有	11/34	15/34
	無	23/34	19/34
(↓情報収集の実施「有」の自治体について)			
情報収集の方法	紙媒体	10/11	15/15
	電子媒体	1/11	0/15
台帳への記載	事業者名	5/11	5/15
	実施日	5/11	1/15

## 勧告内容

維持管理（法定検査、清掃、保守点検）が不十分な浄化槽を的確に把握し、**浄化槽管理者に対する指導を徹底する観点から**、以下の措置を講ずること

清掃業者・保守点検業者から協力を得て浄化槽台帳を整備し、その活用を図るため、

- **清掃・保守点検の実施率の向上を含めた浄化槽台帳の活用方法等**を示すこと
- 清掃業者・保守点検業者からの**情報収集のデジタル化に向けた対応策の検討**を進めること

# 「医療的ケア児とその家族に対する支援に関する調査

## －小学校における医療的ケアの実施体制の構築を中心として－」の結果（概要）

資料2-2-2

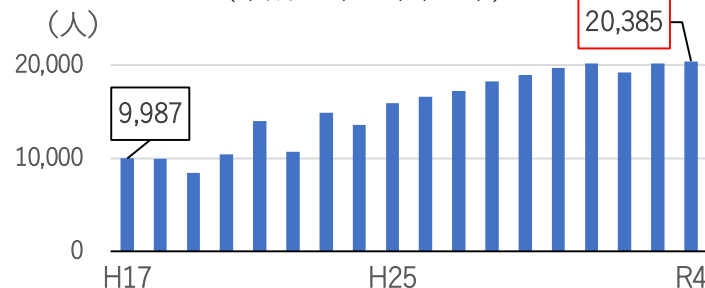
総務省

### ！ 調査の背景

- 近年、医療技術の進歩を背景に、たんの吸引や経管栄養等の**医療的ケア**が日常的に必要な「**医療的ケア児**」が増加
- 令和3年9月に医療的ケア児支援法が施行され、学校において**保護者の付添い**がなくても適切な医療的ケア等の支援を受けられるよう、看護師等の配置の措置等について規定。施行後3年（令和6年9月）の見直し規定あり
- しかしながら、**保護者が付添いを求められたため、離職・休職をせざるを得なくなった**といった事例が発生

[ 通知日：令和6年3月8日 通知先：文部科学省 ]

在宅の医療的ケア児の推計値  
(平成17年～令和4年)



### 📄 調査結果

- ✓ **小学校就学時における医療的ケア実施体制の確保**について、  
①就学予定の**医療的ケア児の把握が遅れた**事例や看護師等確保に向けた動き出しの遅れ等により**医療的ケア実施者を確保できていない**事例（一方で、医療的ケア児の情報を確実に把握し、就学に係る保護者の意向を早期に確認できるよう工夫を行っている教育委員会あり）  
②**給与水準の低さ、勤務環境に対する不安、小学校勤務という働き方の認知度不足等により看護師の確保が困難**との教育委員会の意見
- ✓ **小学校における医療的ケアの実施**について、看護師の休暇時や校外学習時等、様々な場面で**保護者の付添いが発生している**事例（一方で、付添いが生じないように採用や配置の工夫を行っている教育委員会あり）
- ✓ **在校時の災害発生への備え**について、  
①医療的ケアに必要な**物品等の備蓄や人工呼吸器用の非常用電源の確保が行われていない**状況  
②学校での**待機長期化時の対応の取決めが行われていない**状況

### 👏 当省の意見

関係部署等と連携した**医療的ケア児の早期把握、保護者等への早期のアプローチの促進**

看護師の確保が困難である要因を踏まえた**支援方策の検討**

医療的ケア実施者の配置・採用形態の工夫等による**付添いの解消の取組の促進**

必要な物品の備蓄・準備方法をあらかじめ取り決めておくなど、災害発生時にも**医療的ケアが実施できる環境の整備**

### 💡 期待される効果

**保護者の付添いの解消**

**災害発生時における的確な医療的ケアの実施**

**個々の児童の心身の状況等に応じた教育機会の確保**

**家族の離職・休職防止**



# 調査の背景・視点

## 調査の背景

- 近年、医療技術の進歩を背景として、新生児集中治療室等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の**医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」が増加**
- 医療的ケア児及びその家族が**個々の医療的ケア児の心身の状況等に**応じた**適切な支援**を受けられるようにすることが重要な課題



- 医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資すること等を目的に、**医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）**が令和3年9月に施行  
学校においては、**保護者の付添いがなくとも適切な医療的ケア等の支援を受けられるよう**、設置者による**看護師等の配置等**の措置について規定。また、国及び地方公共団体は、医療的ケア児が在籍する学校に対する支援を行う旨が規定
- しかしながら、小学校への就学に当たり、**看護師の配置が間に合わず、保護者が付添いを求められたため、離職・休職をせざるを得なくなった**、といった事例が発生している状況

## 調査の視点

医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるように最大限に配慮するとともに、**医療的ケア児及びその保護者の意思を最大限に尊重し、その居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられるようにする**という法の理念の具体化を図る観点から、実態を把握し、課題を整理

➡ 32市区町村教育委員会、36小学校（小学校に就学した医療的ケア児42人の事例）を調査

# 調査結果① 医療的ケア児の把握及び就学時における医療的ケア実施者の確保状況

## 背景・制度等

- 医療的ケア児支援法において、**学校の設置者は、在籍する医療的ケア児が、保護者の付添いがなくとも適切な医療的ケア等の支援を受けられるよう措置を講ずる必要**
- 文部科学省は、各教育委員会に対し、以下を要請
  - ・ 就学前の認定こども園・幼稚園・保育所等と小学校等の間での**情報共有による就学後の円滑な医療的ケアの実施（医療的ケア児の把握）**
  - ・ 積極的な**看護師等の配置促進（医療的ケア実施者の確保）**

## 調査結果

### （医療的ケア児の把握）

- 就学相談時に把握することとしているものの、保護者から就学相談がなく**教育委員会による把握が遅れた事例**（2/42事例）
- 小学校に就学していた児童が医療的ケア児であることを**教育委員会が就学後に把握した事例**（2/42事例）

一方で、福祉部局等の**関係部署との連携や、独自の調査の実施により医療的ケア児の情報を確実に把握**できるよう取組を行っている教育委員会あり

### （医療的ケア実施者の確保）

- 看護師確保の動き出しの遅れ等により、当該児童の登校日数の一部又は全部で**医療的ケア実施者の確保ができなかった事例**（3/42事例）
- **給与水準の低さ、勤務環境に対する不安、小学校勤務という働き方の認知度不足等により看護師の確保が困難**との教育委員会の意見あり
- 医療的ケア児は**特別支援学校で受け入れることが一般的**と認識していたり、**医療的ケア実施者の確保に対する認識が不足**していたとする教育委員会の声あり

## 当省の意見

- 以下について、改めて促すこと
  - ・ 関係部署や医療的ケア児支援センター等（※）と連携した**医療的ケア児の早期把握**
  - ・ **保護者等に対する早期のアプローチ**
- **医療的ケア実施者の確保が困難となっている要因を踏まえた支援方策**について検討を行い、その結果を示すこと
- 学校において**保護者の付添いがなくとも適切な医療的ケアを受けられる体制を整備することの必要性等**について、改めて周知・啓発を行っていくこと

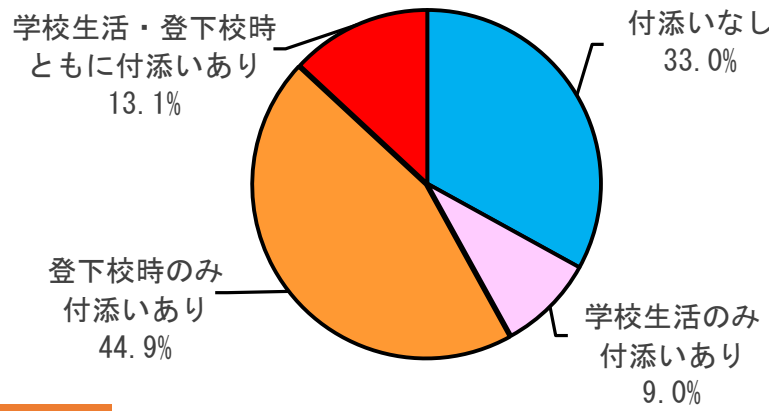
※ 医療的ケア児支援法において、都道府県知事が指定した社会福祉法人等が行うことができるとされ、医療的ケア児とその家族からの相談への対応や情報提供等を行う。

# 調査結果② 小学校における医療的ケアの実施状況

## 背景・制度等

- 医療的ケア児支援法の施行以前より、文部科学省は、医療的ケアの種類や頻度のみに着目して画一的な対応を行うのではなく、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことを推進
- 法の施行を受け、文部科学省は、各教育委員会に対し、看護師等を配置した上で、保護者の付添いについては、真に必要と考えられる場合に限るよう努めるべきとの考え方を提示

小学校に在籍する医療的ケア児の保護者の付添いの状況 (令和4年度)



## 調査結果

### (小学校において実施する医療的ケアの範囲)

特定の医療的ケアについて、小学校における実施の可否を個別に検討することなく、一律に保護者の付添いによるケアの実施を求めている事例 (1/22教育委員会)

### (保護者の付添い)

以下のような場面で付添いが生じている状況

- 看護師の休暇時 (14/30教育委員会)
- 校外学習時 (18/30教育委員会)
- 看護師の勤務時間と医療的ケア児の在校時間の不一致

一方で、看護師の配置や採用形態の工夫により保護者の付添いが生じないよう取組を行っている教育委員会あり

## 当省の意見

- 特定の医療的ケアについて、一律に当該ケアを実施しないのではなく、個々の医療的ケア児の状態を踏まえ主治医や指導医、保護者と相談・協議して、学校としてどのような対応がとれるのかを検討するよう改めて求めること
- 保護者の付添いの発生状況及びその原因を把握し、改めて、保護者の付添いは真に必要と考えられる場合に限るよう努めるとの趣旨を踏まえた付添いの解消の取組を促していくこと

# 調査結果③ 在校時における発災への備えの状況

## 背景・制度等

文部科学省は、各教育委員会に対し、以下を要請

- 災害時においても学校で医療的ケアが実施できるよう、**医療材料や医療器具、非常食等の備蓄、電源の確保方法などを医療的ケア児の状態に応じ、保護者とあらかじめ協議し確認しておくこと**
- **人工呼吸器等の医療機器を使用する医療的ケア児**がいる場合には、**電源の確保**や日頃から必要とする医療機器のバッテリー作動時間の確認等の点検を行うとともに、**停電時の対応を学校関係者と保護者で事前に確認**すること

## 調査結果

**(待機中の医療的ケアに備えた備蓄)**  
学校における待機中の**医療的ケアに備えた備蓄等が行われていない状況**

- **必要な医療材料や医療器具、非常食等を備蓄していない** (12/36小学校)
- **人工呼吸器を使用する医療的ケア児が在籍しているが、停電に備えた非常用電源等を確保していない** (4/7小学校)

**(待機中の医療的ケア実施に向けた取決め)**  
保護者自身の被災等により、すぐに医療的ケア児の引渡しができず、**学校での待機が長期化した場合の対応を取り決めている小学校なし**

## 当省の意見

- 以下について保護者や主治医等と協議の上、取り決めておくよう求めること
  - **医療的ケア児の在校時の発災や待機の長期化に備え、必要な医療材料や医療器具、非常食等の備蓄・準備方法**
  - **人工呼吸器を使用している医療的ケア児等が在籍している学校における停電時の対応**
  - **学校での待機が長期化する場合や保護者等の来校が困難な場合を想定した対応**
- あわせて、学校での待機が長期化する場合や保護者等の来校が困難な場合を想定し**取り決めておくべき事項にどのようなものがあるか**について、各小学校における状況も把握しつつ検討した結果を情報提供すること